

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	電子行政の推進に向けた、国民一人一人を特定する記録と、他の管理記録との関連付けに関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>全国共通の本人確認ができるシステムとして住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）が構築されておりますが、現在、住基ネット上で国民が利用できる情報は、住民基本台帳に記載される氏名・生年月日・性別・住所等の情報に限られ、厚生年金の支払記録の確認や不動産登記内容の確認はできない状況にあると認識しております。</p> <p>この要因の一つとして、住民基本台帳の情報が、基礎年金番号や固定資産課税台帳の内容と直接的に関連付けられていないことが挙げられます。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備により、自宅等から容易に住基ネットに接続できる環境が整いつつあります。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、より多くの住民サービスを自宅に居ながら享受できるようになると考えられるなか、各種情報が関連付けられていないことによって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人を特定する記録（住民基本台帳等）と、他の管理記録との関連付けの不在
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子政府を実現するうえでのベースとなる仕組みとして、国民一人一人を特定する記録（住民基本台帳等）と、他の管理記録とを関連付ける仕組みの導入を提案します。</p> <p>例えば、住基ネットを活用する場合、住民票に記載する情報に「基礎年金番号」・「納税者番号」等を加え、住基ネット上で取り扱えるようにすることで、住基カードでの本人確認により、全国どこからでも年金情報や納税情報を確認できる環境が整い、住民サービスの向上に寄与するものと考えます。</p>